

令和8年10月8日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署長 伊藤 香里

下記の条件について見積合わせを実施しますので、参加希望者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 物件名

5号物件 塩那森林管理署 門扉修繕
(詳細については「別紙 業務仕様書」のとおり)

2. 納入（設置）期限

令和9年3月5日（金）

3. 納入（設置）場所

塩那森林管理署(栃木県大田原市宇田川 1787-15)

4. 見積書等提出日時・場所

日時：令和8年10月22日（木）13：00まで

場所：塩那森林管理署 総務グループ（経理担当）

※ 郵便等及び持参による提出を認める

※ 電子調達システムによる見積提出も可能

5. 提出書類

(1) 見積書

見積書は消費税込みの金額で作成するものとし、必ず開札日の日付をご記入ください。
なお、内訳金額記載を必須としております。税抜き・税込み金額が判るように記載してください。

ただし、電子調達システムの入力は税抜き金額となりますのでご注意ください。

(2) 下記6の資格を証明できる書類の写し

※ 郵送する場合は、上記書類を合封封緘し、封筒の表に「＜物件名＞見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。

※ 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記の書類を内訳書データとして送信し

てください。

6. 必要な資格等

令和 7・8 年度競争参加資格者名簿兼資格確認通知書(「建設工事」)に登録している者であること。

7. 契約者の決定

見積提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。

8. 契約の締結日

見積書採用の日から 7 日以内とします。

9. 契約条件等

別添請書(案)のとおり

10. その他

- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。前記留意事項等に抵触している場合は、当該見積合わせの資格が無いものとする場合があります。(「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」の 1 (1) ～ (3) 等)
- (2) 見積書を提出した場合は、「請書(案)」を承諾したものとみなします。

以 上

(担当：総括事務管理官)

(0287-28-3152)

(案)

請

書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署長 伊藤 香里 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇ー〇ー〇
株式会社△△
代表取締役 〇〇 〇〇

- 1 件 名 塩那森林管理署 門扉修繕
- 2 履行場所 塩那森林管理署
- 3 履行期限 自 令和8年 月 日(契約締結日の翌日)
至 令和9年 3月 5日
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

第1条 実施にあたっては、貴官、又は貴官の指定した職員の指示に従い、頭書の仕様、規格に基づき履行期限までに完成いたします。

第2条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び完了見込月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、1日につき契約金額の年3パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付いたします。
ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除願います。

第4条 業務を完了した場合は、その旨を貴官に通知し検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様等に適合しない場合は、直ちに修正します。

第6条 業務を完了し、検査に合格した場合は、適法な支払請求書を提出し、貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

(案)

第7条 支払期限を経過し、支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を加算して支払いをうけます。

第8条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) 履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了の見込みがないと貴官から認められたとき。
- (2) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
- (3) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 当方から契約の解除を申し出たとき。

第9条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第10条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは継承しません。

第11条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第12条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

第13条 この契約に関して紛争を生じた場合は、建設工事紛争審査会に依頼して解決を図ることを承知します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署長 伊藤 香里 殿

住所
会社名
代表者名

見 積 書

業務名：塩那森林管理署 門扉修繕
設置箇所：塩那森林管理署
数量： 1 式

名 称		仕 様	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
部品	スタックライン ローラーC		3	個			四国化成
	車輪セットKS		10	個			〃
	縦かまちビス		1	組			〃
設置費	修繕工事費		1	式			
			1	式			
直接工事費			1	式			
共通仮設費			1	式			
現場管理費			1	式			
一般管理費等			1	式			
小 計							
消費税等			10	%			
合 計							

業 務 仕 様 書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 塩那森林管理署 門扉修繕
- (2) 業務場所 塩那森林管理署(栃木県大田原市宇田川 1787-15)
- (3) 業務内容 別紙内訳書のとおり

2 一般事項

- (1) 本業務のための諸施設及び労務者の管理について、関係法令、その他法律で定めるところにより実施する。
- (2) 仕様書及び実施にあたって不明な点が生じた場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の完了に際しては、業務現場の整理、後片付けを行うこと。

3 材料及び修繕

- (1) 修繕にあたって使用する材料については、監督職員の確認を受けること。
- (2) 加工・作成にあたっては、強度が十分保たれているか注意し、適当な期間が経過しても使用に支障がないようなものとする。

4 設置

- (1) 門の設置については道路に面している事及び当署の出入り口であることから見張りを立てる等、車両の通行には十分に注意して作業すること。
- (2) 署への車両の出入りを止める場合は、監督職員の確認・指示を受けること。

5 写真管理

作業の経過を、下記の撮影基準により工程ごとに説明看板とともに撮影をし、写真管理をすること。

- (1) 材料の作成・搬入・監督職員による確認作業状況 各 1 枚以上
- (2) 設置の作業前・作業中・作業後の近景及び全景 各 1 枚以上
- (3) 設置完了時の写真 1 枚以上

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、災害の防止に努めること。
- (2) 作業区域内には、関係者以外の立ち入りを禁止するよう措置を講ずること。